

## 平成28年度 活動方針

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、同法に基づく都市農業振興基本計画が本年5月に策定された。同計画に基づき、農地に関わる税制の見直しや農業振興に係る具体的な施策が早期に実施されるよう、本協議会が活動していくことが必要である。そこで、平成28年度の活動方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 住民へのPRの促進

都市農地は、安全で安心できる農産物を生産するとともに、環境保全、防災、食育など多様な機能を有しており、適正な保全が求められている。

また、都市農地は農業者の日々の生産活動により支えられていることから、都市に立地する特性を活かした農業の振興をより一層図る必要がある。

そのために、都市住民の多様なニーズに応える都市農業の振興に努めるとともに、都市農地の役割や必要性について、都市住民の理解を深めるべく様々な機会を通じて広く発信していく。

#### 2 国に対する制度見直し等の要望

農林水産省、国土交通省と財務省が連携を強化して、平成29年度税制改正の大綱に都市農地の保全が推進される措置内容を盛り込むこと、および都市農地の保全に向けた都市計画制度や農地制度に係る関係法令の整備・改善に早急に取り組むことを求めていく。

これらが困難な場合には、当面の対応として、国家戦略特別区域の活用を求めていく。

#### 3 研究活動の実施

都市農地の保全や農業振興施策について、現在の国の動向を知るための勉強会の実施や、各自治体の取組事例に係る情報交換など、研究活動および情報共有を行う。

#### 4 協議会活動の発信

都市農地保全に向けた全国的な機運の醸成を図るため、本会の活動状況等を、本会会員と類似した農地状況を持つ自治体等へ適宜発信する。